

総合評価項目の改正

設計金額が 3,000 万円以上の建設工事において実施している総合評価方式について、その評価項目を一部改正します。

(1) 過去 5 年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点

過去 5 年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の評価について、現在の工事成績評定実績数の蓄積状況を勘案し、令和 8 年度まで「12 点」に縮小し、令和 9 年度に現行の「25 点」に戻す予定とします。

(評価基準および配点)

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
82 点以上	25 【12】	25 【12】	25 【12】	25 【12】
81 点以上 82 点未満	23 【11】	23 【11】	23 【11】	23 【11】
80 点以上 81 点未満	21 【10】	21 【10】	21 【10】	21 【10】
79 点以上 80 点未満	19 【9】	19 【9】	19 【9】	19 【9】
78 点以上 79 点未満	17 【8】	17 【8】	17 【8】	17 【8】
77 点以上 78 点未満	15 【7】	15 【7】	15 【7】	15 【7】
76 点以上 77 点未満	13 【6】	13 【6】	13 【6】	13 【6】
75 点以上 76 点未満	11 【5】	11 【5】	11 【5】	11 【5】
74 点以上 75 点未満	9 【4】	9 【4】	9 【4】	9 【4】
73 点以上 74 点未満	7 【3】	7 【3】	7 【3】	7 【3】
72 点以上 73 点未満	5 【2】	5 【2】	5 【2】	5 【2】
71 点以上 72 点未満	3 【1】	3 【1】	3 【1】	3 【1】
71 点未満または坂出市発注工事の成績評点なし	0 【0】	0 【0】	0 【0】	0 【0】

【 】は令和 5 年度～令和 8 年度の点数

(2) 低入札に対する評価

低入札に対する評価は、①当該工事にて低入札価格調査基準価格を下回る入札をした実績、②開札前 180 日以内に低入札価格調査基準価格を下回る入札をした実績の 2 点により評価しています。

②開札前 180 日以内に低入札価格調査基準価格を下回る入札をした実績について、令和 7 年度より、累積期間を 180 日間から 90 日間へ縮小します。

(評価基準および配点)

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
実績なし	0	0	0	0
本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-50	-50	-50	-50
過去 90 日 以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり (応札回数により点数は累積される)	-50～	-50～	-50～	-50～

※1 令和 7 年 4 月以降の総合評価より「過去 90 日以内の低入札応札実績」が適用されます。

したがって、令和 6 年度中に低入札の応札実績がある場合、その開札日の翌日から起算して 90 日以内に令和 7 年度の総合評価を行う案件があれば、-50 点の評価対象となります。(前年度の実績であったとしても、180 日間とはなりません。)

※2 低入札応札実績に伴う点数は応札回数により累積されます。

例) ある工事で低入札による入札を行った場合、当該評価で-50 点となり、その工事の開札日の翌日から起算して **90 日以内**に別工事で低入札による入札を行った場合、(累積)-50 点 + (当該評価の)-50 点 = -100 点の評価となります。

※3 低入札価格調査基準価格を下回る入札をした業者は、落札者とならなかった場合や、失格 (技術提案書の不備等) となった場合でも評価対象となります。